

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令別紙様式第1号  
法第4条に基づく措置の実施状況（別表1から別表2まで）

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額  
[債務者が中小企業者である場合]

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	635	2,280	3,846	5,309	6,925	8,751	11,004	14,517	15,693	16,100	17,143	18,389
うち、実行に係る貸付債権の額	156	2,052	3,417	4,889	6,760	8,480	10,428	13,796	15,441	15,915	16,767	17,977
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	479	116	304	296	40	129	432	577	81	15	176	212
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	111	124	124	124	141	143	143	169	169	199	199

注1. 平成21年12月4日以降受付分の累計。

注2. 東日本大震災に伴い、お客さまからのご依頼により緊急避難的に約定返済等を停止している貸付債権は上記内容に含んでおりません。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令別紙様式第1号  
法第4条に基づく措置の実施状況（別表1から別表2まで）

（別表2）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数  
〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：件）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	75	278	461	611	763	928	1,157	1,473	1,579	1,630	1,732	1,826
うち、実行に係る貸付債権の数	33	249	415	567	743	895	1,094	1,406	1,554	1,608	1,701	1,794
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	42	16	30	28	4	16	45	49	5	2	10	11
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	13	16	16	16	17	18	18	20	20	21	21

注1. 平成21年12月4日以降受付分の累計。

注2. 東日本大震災に伴い、お客さまからのご依頼により緊急避難的に約定返済等を停止している貸付債権は上記内容に含んでおりません。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令別紙様式第1号  
 法第5条に基づく措置の実施状況（別表3から別表4まで）

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額  
 [債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	9	102	203	221	243	267	420	797	919	939	944	952
うち、実行に係る貸付債権の額	0	100	172	208	227	257	326	639	867	875	892	892
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	7	7	7	7	7	8	30	30	30
うち、審査中の貸付債権の額	9	2	28	3	6	0	84	147	22	11	0	7
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	2	2	2	2	2	2	21	21	21	21

注1. 平成21年12月4日以降受付分の累計。

注2. 東日本大震災に伴い、お客さまからのご依頼により緊急避難的に約定返済等を停止している貸付債権は上記内容に含んでおりません。

注3. 平成24年9月末時点における謝絶に係る貸付債権の額30百万円には、お客さまの都合等の関係から申込日から3ヵ月が経過したことにより謝絶とみなした貸付債権22百万円が含まれております。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令別紙様式第1号  
 法第5条に基づく措置の実施状況（別表3から別表4まで）

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数  
 [債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	2	12	23	27	29	32	45	91	104	108	109	112
うち、実行に係る貸付債権の数	0	11	18	23	26	30	37	69	96	99	101	101
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	1	1	1	1	1	2	6	6	6
うち、審査中の貸付債権の数	2	1	4	2	1	0	6	20	4	1	0	3
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2

注1. 平成21年12月4日以降受付分の累計。

注2. 東日本大震災に伴い、お客さまからのご依頼により緊急避難的に約定返済等を停止している貸付債権は上記内容に含んでおりません。

注3. 平成24年9月末時点における謝絶に係る貸付債権の数6件には、お客さまの都合等の関係から申込日から3ヵ月が経過したことにより謝絶とみなした貸付債権5件が含まれております。

## ◎金融円滑化の進捗状況について

当組合では、地域金融機関として地域への円滑な資金の供給を通じ、地域経済の活性化を図るといった社会的責任を果たすため、お客さまの目線に立ち、新規のお借入および貸付条件変更等のご相談・お申し込みに対して柔軟に対応するなど金融の円滑化を積極的に推進しています。

また、東日本大震災に伴うお客さまの直接的・間接的な被害および影響を踏まえ、当組合はお客さまの状況に応じたきめ細かい、弾力的かつ迅速な対応に努め、地域経済の復旧・復興に向けて、積極的に取り組んでおります。

(平成24年9月末現在)